

塗装工事に伴う水質異常事故防止について

道路脇の側溝に塗料を含む水を流すことによって、少量でも付近の河川が広範囲にわたって異常着色する事故が発生します。

水質異常事故を未然に防止するため、下記の事項に十分留意していただくようお願いいたします。

- 1 現場で使用した、はけ・ローラーなどの洗浄水や余った塗料を雨水側溝(雨水管)に流さないでください。大部分の雨水側溝は、直接河川等に流入するため、河川が異常着色する水質異常事故が発生するおそれがあります。
- 2 不慮の流出を避けるため、塗料の入った容器は雨水のかからない場所で保管するなど、管理に十分注意してください。
- 3 塗装工事を委託して実施する場合は、委託業者に対しても水質異常事故防止の指導を行ってください。
- 4 万一、水質異常事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、すみやかに最寄の区市町村環境担当課などに連絡ください。

連絡先:環境部環境保全課 水・土壌環境担当
電話 直通 620 - 7217